



JISA業務災害補償保険制度のご案内

保険期間 平成30年2月1日 午後4時～平成31年2月1日 午後4時（1年間）

申込締切日 平成30年1月19日（金）

特 徴

●スピーディーな保険金支払い！

従業員等の業務上の災害について、政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払いします。

保険金のお支払いは政府労災保険の認定とは連動しないため、政府労災保険の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。ただし、メンタルヘルス対策費用特約など一部の特約については、政府労災保険の認定を受けたものに限ります。

また、使用者賠償責任補償特約については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

●幅広い補償内容！

従業員等の業務上の災害によって貴社が被る各種費用の支出や損害賠償リスクを幅広く補償します。

●契約方式がシンプル！ 契約手続きが簡単！

- ・補償（特約）をパッケージ化した選びやすい3つのプランから、ニーズに合わせてお選びいただけます。（この他に、補償（特約）を任意にセット可能なフリープランもあります。）
- ・ご契約後の従業員等の増減の連絡は不要です。

●納得の保険料水準！

各種割増引制度により企業ごとのリスクに見合った保険料を実現しました。

リスク診断割引	所定の告知事項申告書に記載された質問項目にご回答いただくことにより、最大20%までの割引率が適用されます。
初年度メリット割引	所定の告知事項申告書に記載された質問項目にご回答いただくことなどにより、10～30%の割引率が適用されます。
被保険者数割引	加入会員数に応じて、最大20%までの割引率を適用することができます。

●充実した付帯サービス！

人事・労務相談デスク

メンタルヘルスに関わる人事マネジメントや法律・税務相談などに、専門スタッフが電話でアドバイスします。
（すべての契約に付帯されます。）

ストレスチェック支援サービス

ストレスチェック実施のためのWEB環境をご提供します。個人分析・組織分析の結果をWEB上でフィードバックします。
（使用者賠償責任補償特約をセットした契約に付帯されます。）

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

この保険は、こんなときにお役に立ちます。

「JISA 業務災害補償保険」は、貴社の業務に従事する方（以下、「従業員等」といいます。）の業務上の災害にかかわるさまざまなリスクを補償する保険です。

従業員等の
業務中のケガ



従業員等の
通勤中のケガ



従業員等の
業務中の
熱中症



企業が従業員等
に対して
負う賠償責任



従業員等の死亡事故
によるブランド
イメージの低下



従業員等への
セクシャルハラスメント
に対する賠償責任



など

業務上の災害によって、貴社には、**各種費用の支出や損害賠償リスク**が発生する可能性があります。

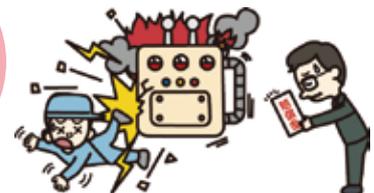
災害補償規定等に基づく
補償金（弔慰金・見舞金）
の支払い

費用



従業員等の業務上の事故により
負担する従業員等への法律上の
損害賠償責任・訴訟費用

損害賠償金



など

ご加入プラン

JISA業務災害補償保険 加入プラン（契約方式：人数方式）

（例）事業種類コード 94J（その他の各種事業（情報処理サービス業））の場合

	プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
補償項目	死亡・後遺障害 補償保険金支払特約	100万円	100万円	100万円
	入院・手術 補償保険金支払特約	—	3,000円	3,000円
	通院 補償保険金支払特約	—	3,000円	3,000円
	労災認定身体障害追加補償特約	セットあり	セットあり	セットあり
	使用者賠償責任補償特約	1億円	—	1億円
	雇用慣行賠償責任補償特約	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	メンタルヘルス対策費用特約	セットあり	セットあり	セットあり
	天災危険補償特約 ※「天災危険補償支払限度額設定特約」 が自動セットされます。	セットなし	セットなし	セットあり
1名あたりの年間保険料	10,010円	12,780円	15,840円	

※リスク診断割引、初年度メリット割引、被保険者数割引のいずれも適用しない場合の保険料です。



JISA 業務災害補償保険は、貴社が支出する費用等をしっかり補償します！

死亡補償保険金 すべてのプランにセット



従業員等が死亡した場合

例) 出勤途中に交通事故でケガをして亡くなったため、事業者が補償金を支出した。

後遺障害補償保険金 すべてのプランにセット



従業員等に後遺障害が残った場合

例) 業務中に階段から転落してケガをして、後遺障害が残ったため、事業者が補償金を支出した。

入院補償保険金 B・Cプランにセット



従業員等が入院した場合

例) 業務中の作業によりケガをして、入院したため、事業者が補償金を支出した。

手術補償保険金 B・Cプランにセット



従業員等が手術を受けた場合

例) 出勤途中に交通事故でケガをして入院し、手術を受けたため、事業者が補償金を支出した。

通院補償保険金 B・Cプランにセット



従業員等が通院した場合

例) 業務中に会社の階段で転んでケガをして、通院したため、事業者が補償金を支出した。

労災認定身体障害追加補償特約 すべてのプランにセット



従業員等の脳疾患、心神喪失等が労災認定された場合

例) 過労が原因で急性心筋梗塞を発症して亡くなったため、事業者が補償金を支出した。

(注) 役員等については、政府労災保険の特別加入者である場合のみ、補償対象となります。

メンタルヘルス対策費用特約 すべてのプランにセット



うつ病などの精神障害により休職した従業員等の、職場復帰に係る費用等を補償します。

※労災保険法等の給付が決定した精神障害に限ります。役員等については、政府労災保険の特別加入者である場合のみ、補償対象となります。

雇用慣行賠償責任補償特約 すべてのプランにセット



ハラスメント・不当解雇等の不当行為に起因して、従業員等より加入期間中に事業者等に対して損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。

使用者賠償責任補償特約 A・Cプランにセット



業務上の事由による加入期間中の従業員等のケガまたは病気のために、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。

天災危険補償特約 Cプランにセット

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により身体障害を被った場合にも、死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、入院補償保険金、手術補償保険金および通院補償保険金をお支払いする特約です。

※「天災危険補償支払限度額設定特約」が自動セットされます。

人事・労務相談デスク

(注1) すべての契約に付帯されるサービスです。

(注2) このサービスは、個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般的な助言の範囲内で行うものです。

貴社の人事・労務に関するお悩みに、専門スタッフがスピーディーにお答えします。
従業員のメンタルヘルス対策や人事マネジメントに役立つツールとしてご活用ください。(電話相談無料)

メンタルヘルスサポート [受付時間] 平日10:00~17:00

<p>マネジメントサポート</p> <p>EAPコンサルタント(※)が人事労務部門担当者からの人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。</p>	<p>リハビリテーションサポート</p> <p>EAPコンサルタント(※)が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。</p>
<p>職場復帰サポート</p> <p>EAPコンサルタント(※)が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。</p>	<p>メンタルヘルスオプションサービス (有償)</p> <p>その他のメンタルヘルスに関わるサポートを行います。</p>

(※) EAPコンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング経験を有する専門職です。

法律・税務・人事労務相談 [受付時間] 平日10:00~17:00

<p>法律相談 (予約制)</p> <p>弁護士が、取引先や顧客とのトラブルなど、法律に関する相談にお答えします。</p>	<p>税務相談 (予約制)</p> <p>税理士が、会社経営や事業継承のトラブルなど、税務に関する相談にお答えします。</p>
<p>人事労災相談 (予約制)</p> <p>社会保険労務士が、雇用や労働条件など、人事労務に関する相談にお答えします。</p>	

ストレスチェック支援サービス

(注) 使用者賠償責任補償特約をセットされた事業者さま向けのサービスです。

厚生労働省が推奨する 57 項目に準拠したストレスチェックを WEB で実施できるサービスです。個人分析・組織分析の結果を WEB 上でフィードバックします。(無料)

本サービスは、必ず、労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの実施者(医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師もしくは精神保健福祉士)」のもとでご利用いただく必要があります。

注意	人事・労務相談デスク	<ul style="list-style-type: none"> ◆サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする普通保険約款・特約をご覧ください。 ◆お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。 ◆海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
	ストレスチェック支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆通信環境、ブラウザ、セキュリティなどの環境や保険契約の条件により、本サービスをご利用いただけない場合があります。 ◆サービスの詳細はチラシ・提案書等をご覧ください。
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ◆各サービスは、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ◆各サービスは、当社の提携サービス会社にてご提供します。

ご加入手続方法

- ・同封の見積依頼書に必要事項を記入のうえ、平成30年1月19日までに取扱代理店にFAX(03-5289-7653)でお送りください。保険料を試算のうえ、お見積書および請求書をお送りいたします。
- ・中途加入は毎月20日までに取扱代理店でお手続きください。補償期間は翌月1日より平成31年2月1日までとなります。
- ・加入申込票の記入方法について
申込人の氏名・住所欄に記入・押印のうえ、その他必要項目をご記入ください。

申込人および記名被保険者

加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者(保険契約により補償を受けられる方)をいいます。この保険の申込人および記名被保険者となる方は、次の①および②の条件を満たす事業者の方です。

① 一般社団法人情報サービス産業協会を構成する事業者

② <売上高方式の場合>

すべての業務の「売上高」・「完成工事高・売上高」(加入時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」)の合計が50億円以下

(ご注意)

(a) 一部対象とならない業種もあります。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(b) 新設法人等で、『加入時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」』が存在しない場合には、事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高・完成工事高の総額(以下、「事業計画値」といいます。)が50億円以下である場合に限りです。

保険期間 : 平成30年2月1日午後4時より平成31年2月1日午後4時までの1年間

お申込締切日 : 平成30年1月19日(金)(加入申込票の引受保険会社到着日)

※中途で加入をご希望される場合は、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

ご提出先 : 一般社団法人情報サービス産業協会(担当:赤尾)

ご加入方法 : 同封の見積依頼書に必要事項を記入のうえ平成30年1月19日までに取扱代理店にEメールまたはFAX(03-5289-7653)でお送りください。保険料を試算のうえお見積書および請求書をお送りいたします。
※中途加入は毎月20日までに取扱代理店でお手続きください。補償期間は翌月1日より平成31年2月1日までとなります。

加入者証 : ご加入いただいた会員には、加入の証として加入者証を後日協会よりお送りいたします。
加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管ください。

補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります(加入申込票の「補償対象者」欄に指定された方をいいます。)

ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とするお引受はできませんのでご注意ください。

(お引受できないご加入の例)

- ・シルバー人材センターが被保険者、その登録者が補償の対象となる引受
- ・愛好会・クラブ等が被保険者、その会員が補償の対象となる引受
- ・労働組合が被保険者、組合活動中の組合員が補償の対象となる引受

上記のような保険の引受をご希望の場合は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●売上高方式

下表の区分Ⅰ～Ⅳすべての方が補償対象者となります。(区分を限定してお引き受けすることはできません。)

●人数方式

下表の区分Ⅰ～Ⅳおよびその他の範囲内で、任意に補償対象者を設定することができます。

区分	補償対象者
Ⅰ	記名被保険者の役員等(事業主または役員をいいます。)
Ⅱ	記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます。)
Ⅲ	●記名被保険者が建設業者の場合:下請負人(注1) ●記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合:傭(よう)車運転者(注2)
Ⅳ	Ⅰ～Ⅲ以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する者
その他	加入申込票の「補償対象者」欄に記載された者

(注1) 下請負人

建設業法第1章第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。なお、下請負人が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

(注2) 傭(よう)車運転者

貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人(数次の請負による場合は1次請負人に限ります。)および業務委託契約における受託人(数次の業務委託による場合は1次受託人に限ります。)をいいます。なお、傭(よう)車運転者が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は一般社団法人 情報サービス産業協会が保険契約者となる団体契約です。
- ご加入できる方は一般社団法人 情報サービス産業協会を構成する事業者に限ります。
- この保険の保険期間は1年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合

事故が発生した場合の手続

- 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等
事故が発生した場合は、損害の拡大を防止または軽減する処置等を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

三井住友会場へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189 (無料)へ

- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

お問い合わせは

〈取扱代理店〉 一般社団法人情報サービス産業協会(担当:赤尾)
所在地：〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目3-4 S-GATE大手町北6F
Tel. 03-5289-7651 Fax. 03-5289-7653 e-mail: sonpo@jisa.or.jp

〈引受保険会社〉 三井住友海上火災保険株式会社 公務部東京公務室
所在地：〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
Tel. 03-3259-7593 Fax. 03-3259-7581

保険金のお支払いについて

この保険では、日本国内・日本国外における保険期間中の事故が補償の対象となります。(使用者賠償責任補償特約および雇用慣行賠償責任補償特約を除きます。) JISA業務災害補償保険の補償内容(保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合)をご説明します。

詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

「災害補償規定等の有無」とお支払いする保険金の限度額

お支払いする保険金は、災害補償規定等の有無により、以下のいずれかが限度となります。災害補償規定等の内容を必ずご確認ください、ご契約ください。

- ①記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合
保険証券に記載された支払限度額または災害補償規定等で規定された補償金の額のいずれか低い額
- ②記名被保険者が災害補償規定等を定めていない場合
保険証券に記載された支払限度額

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金の額

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合															
I. 基本補償(1) 【死亡補償保険金・後遺障害補償保険金・入院補償保険金・手術補償保険金・通院補償保険金】																
以下に該当した場合、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。																
死亡補償保険金 ★死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害(*)を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 (*)業務災害補償保険普通保険約款に規定する身体障害のうち、傷害および下表に掲げる保険金支払の対象となる症状 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">外因の分類項目</th> <th style="text-align: center;">基本分類コード</th> <th style="text-align: left;">具体的な症状の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱および光線の作用</td> <td style="text-align: center;">T 6 7</td> <td>熱射病、日射病</td> </tr> <tr> <td>気圧または水圧の作用</td> <td style="text-align: center;">T 7 0</td> <td>潜函(かん)病<減圧病></td> </tr> <tr> <td>低酸素環境への閉じ込め</td> <td style="text-align: center;">W 8 1</td> <td>低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症</td> </tr> <tr> <td>高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露</td> <td style="text-align: center;">W 9 4</td> <td>深い潜水からの浮上による潜水病</td> </tr> </tbody> </table> (注) 上記表中の外因の分類項目および基本分類コードは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <p><お支払いする保険金の額> 補償対象者1名につき、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 同一の事故・同一の補償対象者が被った身体障害について既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額から既にお支払いした金額を差し引いた残額を限度とします。 (注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>	外因の分類項目	基本分類コード	具体的な症状の例	熱および光線の作用	T 6 7	熱射病、日射病	気圧または水圧の作用	T 7 0	潜函(かん)病<減圧病>	低酸素環境への閉じ込め	W 8 1	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露	W 9 4	深い潜水からの浮上による潜水病
外因の分類項目	基本分類コード	具体的な症状の例														
熱および光線の作用	T 6 7	熱射病、日射病														
気圧または水圧の作用	T 7 0	潜函(かん)病<減圧病>														
低酸素環境への閉じ込め	W 8 1	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症														
高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露	W 9 4	深い潜水からの浮上による潜水病														
後遺障害補償保険金 ★死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 <お支払いする保険金の額> 補償対象者1名につき、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額の100%~4%を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における補償対象者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償保険金をお支払いします。 (注2) 同一の部位に後遺障害の程度を加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合から既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を差し引いて、保険金をお支払いします。 (注3) 保険期間を通じてお支払いする後遺障害補償保険金は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度とします。 (注4) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。															
入院補償保険金 ★入院補償保険金・手術補償保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、入院した場合 <お支払いする保険金の額> 補償対象者1名につき、【入院補償保険金支払限度日額】×【入院した日数】を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 「入院した日数」は、180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院については、「入院した日数」に含めません。 (注2) 入院中にさらに入院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、入院補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。															

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合																																				
手術補償保険金 ★入院補償保険金・手術補償保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 <お支払いする保険金の額> 補償対象者1名につき、次の算式によって算出した額を限度に保険金をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 【入院補償保険金支払限度日額】×10 ② ①以外の手術の場合 【入院補償保険金支払限度日額】×5 (注1) 同一の事故による身体障害について1回の手術に限ります。また、同一の事故による身体障害について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。 (注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。																																				
通院補償保険金 ★通院補償保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、通院した場合 (注) 実際に通院した日のみを補償対象とします。 <お支払いする保険金の額> 補償対象者1名につき、【通院補償保険金支払限度日額】×【現実に通院した日数】を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 「現実に通院した日数」は、90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、「現実に通院した日数」に含めません。 (注2) 入院補償保険金をお支払いする期間中に通院した場合は、「現実に通院した日数」に含めません。 (注3) 通院中にさらに通院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、通院補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。																																				
労災認定身体障害追加補償特約	労災保険法等の給付が決定された場合に限り、業務災害補償保険普通保険約款で保険金支払の対象とならない事由として定める自殺行為、脳疾患、疾病(*1)または心神喪失等による補償対象者本人が被った身体障害(*2)によって生じた損害に対して、次の①～③の特約をセットしているときに、保険金をお支払いする特約です。 ① 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ② 入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③ 通院補償保険金支払特約 (*1) 職業性疾病を除きます。 (*2) 傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等(*3)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 (*3) 労災保険法等によって給付が決定した脳疾患、心疾患その他の疾病等をいい、傷害および業務に起因して発生した症状を除きます。なお、労災保険法等によって発病の日と認定された日を事故の発生の日とします。 <お支払いする保険金の額> それぞれの補償保険金の額に従います。																																				
Ⅱ. 基本補償(2) 【使用者賠償責任補償特約・メンタルヘルス対策費用特約・雇用慣行賠償責任補償特約】																																					
以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が費用等を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。																																					
使用者賠償責任補償特約	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 1274 1482 1308" style="text-align: center;">使用者賠償保険金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 1308 1482 1368"> 業務上の事由により保険期間中に補償対象者が身体の障害(*1)を被ったことにより、被保険者(*2)が法律上の損害賠償責任を負担した場合で、損害賠償責任額が次の①～③までの金額の合計額を超えたとき </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 1368 1482 1397"> ① 労災保険法等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 1397 1482 1426"> ② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 1426 1482 1456"> ③ 次のいずれかの金額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 1456 1482 1516"> (ア) 被保険者(*2)が災害補償規定等を定めている場合は、被保険者(*2)がその規定に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 1516 1482 1606"> (イ) 被保険者(*2)が災害補償規定等を定めていない場合は、この特約がセットされた保険契約により支払われる保険金(*6)の額(*1) 傷害または疾病(風土病および職業性疾病を除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 (*2) 被保険者は下表のとおりです。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1606 663 1798"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="336 1606 663 1675">右記以外の場合</td> <td data-bbox="663 1606 1482 1675">記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(*3)の役員等または使用人が補償対象者である場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1675 663 1704">(a) 記名被保険者</td> <td data-bbox="663 1675 1482 1704">(a) 記名被保険者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1704 663 1733">(b) 記名被保険者の役員等(*4)</td> <td data-bbox="663 1704 1482 1733">(b) 記名被保険者の役員等(*4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="663 1733 1482 1762">(c) 記名被保険者の下請負人(*3)(*5)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="663 1762 1482 1798">(d) 上記(c)の役員等(*5)</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="663 1606 1482 1798"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 1798 1482 1827"> (*3) 建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 1827 1482 1856"> (*4) 記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限りです。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 1856 1482 1886"> (*5) 記名被保険者の日本国内で行う業務の遂行に起因して損害を被る場合に限りです。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 1886 1482 1955"> (*6) 同一の被保険者について補償対象者への法定外補償として保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約が締結されている場合は、その保険契約または共済契約により支払われる保険金または共済金を含みます。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="336 1955 1482 2107"> <お支払いする保険金の額> 補償対象者1名および1回の災害(*)につき、【損害賠償責任額】－【左記「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額を限度とします。 (*) 発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。 </td> </tr> </table>	使用者賠償保険金		業務上の事由により保険期間中に補償対象者が身体の障害(*1)を被ったことにより、被保険者(*2)が法律上の損害賠償責任を負担した場合で、損害賠償責任額が次の①～③までの金額の合計額を超えたとき		① 労災保険法等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。)		② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額		③ 次のいずれかの金額		(ア) 被保険者(*2)が災害補償規定等を定めている場合は、被保険者(*2)がその規定に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額		(イ) 被保険者(*2)が災害補償規定等を定めていない場合は、この特約がセットされた保険契約により支払われる保険金(*6)の額(*1) 傷害または疾病(風土病および職業性疾病を除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 (*2) 被保険者は下表のとおりです。		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="336 1606 663 1675">右記以外の場合</td> <td data-bbox="663 1606 1482 1675">記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(*3)の役員等または使用人が補償対象者である場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1675 663 1704">(a) 記名被保険者</td> <td data-bbox="663 1675 1482 1704">(a) 記名被保険者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1704 663 1733">(b) 記名被保険者の役員等(*4)</td> <td data-bbox="663 1704 1482 1733">(b) 記名被保険者の役員等(*4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="663 1733 1482 1762">(c) 記名被保険者の下請負人(*3)(*5)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="663 1762 1482 1798">(d) 上記(c)の役員等(*5)</td> </tr> </table>	右記以外の場合	記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(*3)の役員等または使用人が補償対象者である場合	(a) 記名被保険者	(a) 記名被保険者	(b) 記名被保険者の役員等(*4)	(b) 記名被保険者の役員等(*4)		(c) 記名被保険者の下請負人(*3)(*5)		(d) 上記(c)の役員等(*5)		(*3) 建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。		(*4) 記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限りです。		(*5) 記名被保険者の日本国内で行う業務の遂行に起因して損害を被る場合に限りです。		(*6) 同一の被保険者について補償対象者への法定外補償として保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約が締結されている場合は、その保険契約または共済契約により支払われる保険金または共済金を含みます。		<お支払いする保険金の額> 補償対象者1名および1回の災害(*)につき、【損害賠償責任額】－【左記「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額を限度とします。 (*) 発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。	
使用者賠償保険金																																					
業務上の事由により保険期間中に補償対象者が身体の障害(*1)を被ったことにより、被保険者(*2)が法律上の損害賠償責任を負担した場合で、損害賠償責任額が次の①～③までの金額の合計額を超えたとき																																					
① 労災保険法等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。)																																					
② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額																																					
③ 次のいずれかの金額																																					
(ア) 被保険者(*2)が災害補償規定等を定めている場合は、被保険者(*2)がその規定に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額																																					
(イ) 被保険者(*2)が災害補償規定等を定めていない場合は、この特約がセットされた保険契約により支払われる保険金(*6)の額(*1) 傷害または疾病(風土病および職業性疾病を除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 (*2) 被保険者は下表のとおりです。																																					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="336 1606 663 1675">右記以外の場合</td> <td data-bbox="663 1606 1482 1675">記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(*3)の役員等または使用人が補償対象者である場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1675 663 1704">(a) 記名被保険者</td> <td data-bbox="663 1675 1482 1704">(a) 記名被保険者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1704 663 1733">(b) 記名被保険者の役員等(*4)</td> <td data-bbox="663 1704 1482 1733">(b) 記名被保険者の役員等(*4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="663 1733 1482 1762">(c) 記名被保険者の下請負人(*3)(*5)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="663 1762 1482 1798">(d) 上記(c)の役員等(*5)</td> </tr> </table>	右記以外の場合	記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(*3)の役員等または使用人が補償対象者である場合	(a) 記名被保険者	(a) 記名被保険者	(b) 記名被保険者の役員等(*4)	(b) 記名被保険者の役員等(*4)		(c) 記名被保険者の下請負人(*3)(*5)		(d) 上記(c)の役員等(*5)																											
右記以外の場合	記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(*3)の役員等または使用人が補償対象者である場合																																				
(a) 記名被保険者	(a) 記名被保険者																																				
(b) 記名被保険者の役員等(*4)	(b) 記名被保険者の役員等(*4)																																				
	(c) 記名被保険者の下請負人(*3)(*5)																																				
	(d) 上記(c)の役員等(*5)																																				
(*3) 建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。																																					
(*4) 記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限りです。																																					
(*5) 記名被保険者の日本国内で行う業務の遂行に起因して損害を被る場合に限りです。																																					
(*6) 同一の被保険者について補償対象者への法定外補償として保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約が締結されている場合は、その保険契約または共済契約により支払われる保険金または共済金を含みます。																																					
<お支払いする保険金の額> 補償対象者1名および1回の災害(*)につき、【損害賠償責任額】－【左記「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額を限度とします。 (*) 発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。																																					

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合
	<p>使用者費用保険金</p> <p>業務上の事由により保険期間中に補償対象者が身体の障害（*1）を被ったことにより、被保険者（*2）が法律上の損害賠償責任の解決のために、訴訟・和解・調停・仲裁費用・示談交渉費用（*3）、引受保険会社への協力費用または権利保全行使費用を負担した場合</p> <p>（*1）傷害または疾病（風土病および職業性疾病を除きます。）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。</p> <p>（*2）被保険者は上表のとおりです。</p> <p>（*3）引受保険会社の書面による同意を得て支出したものに限りします。</p> <p>-----</p> <p><お支払いする保険金の額></p> <p>上記「保険金をお支払いする場合」の費用の全額を保険金としてお支払いします。</p> <p>（注）訴訟・和解・調停・仲裁費用、示談交渉費用については、【損害賠償責任額】－【使用者賠償保険金の「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】が1回の災害（*）に適用する支払限度額を超える場合は、保険金を削減してお支払いします。</p> <p>（*）発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。</p>
メンタルヘルス対策費用特約	<p>労災保険法等の給付が決定した精神障害（*1）により補償対象者が休職した場合に、その補償対象者が職場復帰するために、記名被保険者が以下のいずれかの費用を引受保険会社の書面による同意を得て支出したとき</p> <p>① 精神障害（*1）により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用</p> <p>② 精神障害（*1）により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に係る費用</p> <p>（*1）総務庁告示分類項目（*2）中の分類コードが次のいずれかに該当する精神障害をいいます。</p> <p>① F04 から F09 まで ② F20 から F51 まで ③ F53 から F54 まで</p> <p>④ F59 から F63 まで ⑤ F68 から F69 まで ⑥ F99</p> <p>（*2）平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。</p> <p>-----</p> <p><お支払いする保険金の額></p> <p>補償対象者1名および保険期間中につき100万円を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>（注）損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>
雇用慣行賠償責任補償特約	<p>被保険者（*1）が、日本国内において補償対象者に対して行った不当行為（差別的行為、ハラスメント、不当解雇等、人格権侵害、不当評価等、説明義務違反、報復的行為等）に起因して、補償対象者より保険期間中に被保険者（*1）に対して日本国内において損害賠償請求がなされ、法律上の損害賠償金・争訟費用・応訴費用を負担した場合（*1）被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。</p> <p>① 記名被保険者</p> <p>② 記名被保険者のすべての役員および使用者（*2）。ただし、記名被保険者の業務の遂行に起因して、「保険金をお支払いする場合」の損害を被る方に限りします。</p> <p>（*2）使用者とは、記名被保険者に雇用され、記名被保険者の業務に従事する方をいいます。既に退任している役員または既に退職している使用者を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の始期日より前に退任した役員および退職した使用者を除きます。</p> <p>-----</p> <p><お支払いする保険金の額></p> <p>一連の損害賠償請求（*）および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う保険金の額の合計で支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>（*）損害賠償請求がなされた時、場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の不当行為またはその不当行為に関連する他の不当行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。</p>

Cプランにセットされる特約

特約名	説明
天災危険補償特約 （注）「天災危険補償支払限度額設定特約」が自動セットされます。	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により身体障害を被った場合にも、死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、入院補償保険金、手術補償保険金、通院補償保険金、事業者費用補償保険金、医療費用補償保険金、入院時一時補償保険金、退院時一時補償保険金、長期療養補償保険金および休業補償保険金をお支払いします。

用語のご説明

用語	パーツ
記名被保険者	加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。
業務に起因して発生した症状	<p>補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2 二から十一までのうち、次の①から③の要件をすべて満たすものをいいます。</p> <p>① 偶然かつ外来によるもの</p> <p>② 労働環境に起因するもの</p> <p>③ その原因が時間的および場所的に確認できるもの</p> <p>ただし、職業性疾病等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発症の日とします。</p>

用語	パーツ
業務に従事している間	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ① 補償対象者が職務等に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 ② ①にかかわらず、補償対象者が役員等である場合には、役員等としての職務に従事している間で、かつ、次のア. からオ. のいずれかに該当する間 ア. 被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中 イ. 被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 ウ. 被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 エ. 取引先との契約、会議などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間 オ. 補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発生した場合の職務従事および通勤中 ③ ①および②にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の傭(よう)車運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間をいいます。
ケガ(傷害)	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限り、 ・「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 ・「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が補償対象者にとって予知できない、補償対象者の意思に基づかないこと」を意味します。 ・「外来」とは、「保険事故の原因が補償対象者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
事故	傷害についてはその原因となった事故を、業務に起因して発生した症状についてはその発症をいいます。
支払限度額	保険金をお支払いする限度額をいいます。
職業性疾病	労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病のうち、補償対象者が長時間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質もしくは状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なもの(*)をいいます。 (*) 振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉塵(じん)を飛散する場所における業務によるじん肺症、じん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和 35 年労働省令第 6 号)第 1 条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。
職業性疾病等	職業性疾病のほか、次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 疲労の蓄積もしくは老化によるもの ② 精神的ストレスを原因とするもの(*) ③ かぜ症候群 (*) ストレス性胃炎等をいいます。
身体障害	傷害または業務に起因して発生した症状をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
損害	補償対象者が被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
法律上の損害賠償責任	主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
補償金	記名被保険者が補償対象者または法定相続人へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。
補償対象者	JISA 業務災害補償保険(6 ページ)をご参照ください。
労災保険法等	労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)もしくは船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

保険金・特約の種類	保険金をお支払いしない主な場合		
I. 基本補償 (1) 【死亡補償保険金・後遺障害補償保険金・入院補償保険金・手術補償保険金・通院補償保険金】			
死亡補償保険金 ★死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 後遺障害補償保険金 ★死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 入院補償保険金 ★入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 手術補償保険金 ★入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 通院補償保険金 ★通院補償保険金支払特約	共通事項 (1) ◆ 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（Cプランは「天災危険補償特約」がセットされるため、保険金の支払対象となります。） ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（テロ行為による損害は、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。） ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ⑤ 風土病 ⑥ 職業性疾病等 ⑦ 原因がいかなる場合でも、頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛またはその他の症状を訴えている場合で、いずれも補償対象者にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑧ 補償対象者の入浴中の溺水（水を吸引したことによる窒息をいいます。）（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき事故によって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ⑨ 原因がいかなる場合でも、補償対象者の誤嚥（えん）（食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること）をいいます。）によって生じた肺炎 等 共通事項 (2) ◆ 次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 補償対象者の故意または重大な過失 ② 補償対象者の自殺行為 ③ 補償対象者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間 ④ 補償対象者の脳疾患、疾病（職業性疾病等は含みません。）または心神喪失（ただし、業務に起因して発生した症状の場合には、保険金をお支払いします。） ⑤ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ⑦ 補償対象者が乗用具（自動車または原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。）を用いて競技等を行っている間 ⑧ 補償対象者が下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間 等 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補償対象外となる運動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 山岳登山（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 （*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。 （*2）グライダーおよび飛行船を除きます。 （*3）職務として操縦する場合を除きます。 （*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。 </td> </tr> </tbody> </table>	補償対象外となる運動等	山岳登山（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 （*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。 （*2）グライダーおよび飛行船を除きます。 （*3）職務として操縦する場合を除きます。 （*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。
補償対象外となる運動等			
山岳登山（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 （*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。 （*2）グライダーおよび飛行船を除きます。 （*3）職務として操縦する場合を除きます。 （*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。			

保険金・特約の種類	保険金をお支払いしない主な場合
労災認定身体障害追加補償特約	● 共通事項 (1) （P12）記載の事項 ただし、⑥については、「職業性疾病」による損害の場合は、保険金をお支払いしません。 ● 共通事項 (2) （P12）記載の事項 ただし、①、②および④については、労災保険法等の給付が決定された場合に、保険金をお支払いします。 等

保険金・特約の種類	保険金をお支払いしない主な場合
Ⅱ. 基本補償 (2) 【使用者賠償責任補償特約・メンタルヘルス対策費用特約・雇用慣行賠償責任補償特約】	
使用者賠償責任補償特約 使用者賠償保険金 使用者費用保険金	<p>◆ 次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体の障害については、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</p> <p>◆ 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間の損害賠償に関する契約または災害補償規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金もしくは費用</p> <p>② 被保険者が個人の場合は、その被保険者と同居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用</p> <p>③ 労働基準法の休業補償または船員法による傷病手当の補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金</p> <p>④ 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被保険者が負担する金額</p> <p style="text-align: right;">等</p>
メンタルヘルス対策費用特約	<p>● 労災保険法等による給付の決定がなされない場合</p> <p style="text-align: right;">等</p>
雇用慣行賠償責任補償特約	<p>◆ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。なお、①～③については、被保険者ごとに個別に適用します。</p> <p>① 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求</p> <p>② 被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求</p> <p>③ 被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求</p> <p>④ 初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>⑤ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>⑥ 役員または使用人が業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償請求</p> <p>⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾（じょう）に起因する損害賠償請求</p> <p>⑧ 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求</p> <p style="text-align: right;">等</p>

重要事項のご説明

この書面では JISA 業務災害補償保険（業務災害補償保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

お申込みいただく際には加入申込票等に記載の内容が、お客様のご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

1 ご加入前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組みおよび引受条件等

①商品の仕組み 契約概要

業務災害補償保険普通保険約款 + 自動セット特約(注1) + 各種特約(注2)

この保険には補償範囲の異なる3つのプランがあり、いずれかのプランをご選択のうえ加入していただきます。それぞれのプランでお支払いする主な保険金の種類は、「②補償内容 ■お支払いする主な保険金」をご参照ください。なお、3つのプラン以外にフリープランでのご加入も可能です。

(注1) 次の特約となります。

・業務災害補償保険追加特約 ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

(注2) 契約内容に応じて各種特約がセットされます。

②補償内容

■被保険者 契約概要

補償の内容によって、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■記名被保険者 契約概要

加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。

■補償対象者 契約概要

JISA業務災害補償保険（6ページ）をご参照ください。

■補償の対象 契約概要

記名被保険者の業務に従事する方（補償対象者をいいます。）が、記名被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、記名被保険者が支出する費用等を補償する保険です。

■保険金をお支払いする主な場合 契約概要 注意喚起情報

JISA業務災害補償保険（8ページ～11ページ）をご参照ください。

■お支払いする主な保険金 契約概要 注意喚起情報

JISA業務災害補償保険（8ページ～11ページ）をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

JISA業務災害補償保険（12ページ～13ページ）をご参照ください。

③セットできる主な特約 契約概要

セットできる主な特約は、JISA業務災害補償保険（10ページ）をご参照ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

④支払限度額・日額 契約概要

支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。詳細は「②補償内容 ■お支払いする主な保険金」をご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・日額につきましては、加入申込票の「支払限度額・日額」欄にてご確認ください。

⑤保険期間・補償の開始時期

■保期期間 契約概要 注意喚起情報

JISA業務災害補償保険（表紙）をご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

■補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）は、保険料の払込みが猶予される場合(注)を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。

保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

(注) 保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い」(15ページ)をご参照ください。

(2) 保険料 契約概要

①保険料

保険料(注)は、支払限度額・日額、事業種類・保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払実績（お支払見込額を含みます。）等に基づく割増引が適用されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料(注)につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

②被保険者数割引の適用

ご加入いただいた被保険者の数にしたがって、被保険者数割引を適用することができます。ただし、割引率は被保険者の数により変動します。このため、加入状況により翌年度の割引率が変更となる場合があります。

(3) 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

JISA業務災害補償保険（6ページ）をご参照ください。

(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

保険料は、JISA業務災害補償保険（6ページ）記載の方法により払い込みください。JISA業務災害補償保険（6ページ）記載の方法による保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(5) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 ご加入時におけるご注意事項

(1) 告知義務（加入申込票の記載上の注意事項） **注意喚起情報**

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。

加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

（注）引受保険会社にこの保険契約のご加入の申込みをするために提出する書類をいい、ご加入に必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険種類、支払限度額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約等の補償内容が同一となっている場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) クーリングオフ（ご加入申込みの撤回等） **注意喚起情報**

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

(3) その他

保険料算出のための確認資料

ご加入の際に、保険料を算出するために必要な資料^(注)を引受保険会社にご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

（注）引受保険会社様式による「申告書」等をいいます。

3 ご加入後におけるご注意事項

(1) ご加入後にご連絡いただくべき事項（通知義務等） **注意喚起情報**

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合にはあらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 加入申込票の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

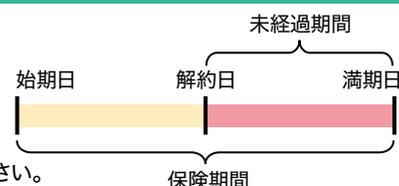
(2) 解約と解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険契約から脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

■脱退（解約）の条件によって、脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分より少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に脱退（解約）した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分より少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■脱退（解約）に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、脱退（解約）日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただきます。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。



(3) 失効について **注意喚起情報**

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(4) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(5) 保険契約に関する調査

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

(3) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(4) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ (<http://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

(5) 特約などの補償重複 **注意喚起情報**

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（他の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約などの対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や支払限度額・日額等をご確認いただき、特約などの要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（注）

（注）1 契約のみに特約などをセットした場合、ご契約を解約したときなどは特約などの補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約など>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①使用者賠償責任補償特約	・労働災害総合保険 使用者賠償責任条項 ・ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター（建設業用）使用者賠償責任補償特約
②事業者費用補償（ベーシック/ワイド）特約	・労働災害総合保険 災害付帯費用補償特約/コンサルティング費用補償特約 ・傷害保険 事業主費用補償特約
③雇用慣行賠償責任補償特約	ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター（建設業用）雇用慣行賠償責任補償特約

(6) ご加入条件について

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(7) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(8) 事故が発生した場合の手続

①事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、損害の拡大を防止または軽減する処置等を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

三井住友会場へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料) へ

事故は いち早く

②保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

*1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほかそれぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

*2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	死亡・後遺障害	入院・手術	通院
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	○	○	○
(2) 引受保険会社所定の事故状況報告書	事故状況報告書、労働者死傷病報告(写)	○	○	○
(3) 記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合は、災害補償規定等	災害補償規定等の(写)	○	○	○
(4) 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関の証明書、交通事故証明書 等	○	○	○
(5) 補償対象者であることを確認するための書類	従業員名簿(写)、雇用契約書(写)、請負契約書(写)、発注書(写) 等	○	○	○
(6) 死亡を証明する書類および補償対象者の戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本、除籍謄本 等	○		
(7) 後遺障害の程度を証明する補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他後遺障害の内容・程度を示す書類 等	○		
(8) 記名被保険者が支払った補償金の額を証明する書類	補償金受領書	○	○	○
(9) 身体障害の程度および手術の内容を証明する補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書 等		○	
(10) 入院した日数を証明する病院または診療所の証明書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書 等		○	
(11) 身体障害の程度を証明する補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書 等			○
(12) 通院日数を記載した病院または診療所の証明書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書 等			○
(13) 保険金を補償金に充当することについての補償対象者またはその補償対象者の法定相続人の承諾書	保険金を補償金に充当することについての承諾書	○	○	○
(14) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	引受保険会社所定の同意書、労災保険法等の支給請求書(写)、支給決定通知書(写) 等	○	○	○

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

③示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】

一般社団法人情報サービス産業協会(担当:赤尾)
〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目3-4 S-GATE大手町北6F
Tel.03-5289-7651 Fax.03-5289-7653 e-mail:sonpo@jisa.or.jp

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社
公務部 東京公務室
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
Tel.03-3259-7593 Fax.03-3259-7581

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)
受付時間：平日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます。)

指定紛争解決機関

注意喚起情報

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))
受付時間:平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)